

■ 答案作成の基本的手順

1 会社の属性・機関設計を確認する

どのような会社であるかによって適用すべき条文が異なるため、まずは会社の属性や機関設計を正確に読み取らなければならない（例えば、「重要な財産の処分」を行うに当たり、取締役会の承認が必要であることの根拠条文は、通常の実務会社設置会社であれば362条4項1号であるが、監査等委員会設置会社であれば399条の13第4項1号である。また、吸収合併における反対株主の株式買取請求権の根拠条文は、消滅会社に対して行う場合は785条であるが、存続会社等に対して行う場合は797条である。）。

なお、このとき、全ての情報が問題文に明記されているとは限らないことに注意が必要である。「公開会社」と書いてあるのみであっても、「公開会社は必ず取締役会を設置しなければならない」（327 I ①）ため、「取締役会設置会社である」ことを念頭において条文を指摘すべき場合がある。

2 請求や手続の根拠条文を確定する

前述のとおり、商法では様々な問われ方があり得るため、「何を問われているのか（何を論じればよいのか）」を正しく読み取り、その手がかりとなる条文を探し出す必要がある。「誰が」「誰に」「何を」主張できるのか、そのために「どのような手段」があり得るのかという視点で日頃から学習しておくことが重要となる。

3 参考となる判例を想起し、答案の方向性を決定する（主に「主張（請求）の当否型」の場合）

商法においても、判例を踏まえて論じることが重要である。判例の射程や、判例との事案の違いを意識しながら、どのような規範を用いてどのような結論を導くか、答案の方向性を固めていく。

4 答案の型を意識して、漏れなく論じる

答案の方向性が決まれば、後は論じるだけである。バランスを意識しつつ、検討すべき要件や手続には漏れなく言及し、第三者からみて論理の飛躍がないように説明しなければならない。主張（請求）の当否型においては法的三段論法をできるだけ維持することも重要である。最後に、結論が問いに対応した表現になっているか（例えば、「～の請求が認められるか。」が問われているのであれば、結論は「～の請求は認められる。／認められない。」のいずれかでなければならない。）の確認も忘れずに行ってもらいたい。